



Title	USAGE OF NAMES AMONG MINORITIES IN JAPAN – THE CASE OF NIKKEIJIN CHILDREN IN JAPANESE SCHOOLS
Author(s)	幡野, 光美 リリアン
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/43285
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	幡野光美リリアン
博士の専攻分野の名称	博士(言語文化学)
学位記番号	第16484号
学位授与年月日	平成13年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 言語文化研究科言語文化学専攻
学位論文名	USAGE OF NAMES AMONG MINORITIES IN JAPAN -THE CASE OF NIKKEIJIN CHILDREN IN JAPANESE SCHOOLS- 日本におけるマイノリティの名前の使用について ～日本の学校における日系人児童の事例を通して～
論文審査委員	(主査) 教授 高岡 幸一
	(副査) 教授 三牧 陽子 助教授 日野 信行 教授 森住 衛(桜美林大学大学院国際学研究科)

論文内容の要旨

1990年6月の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、南米出身の日系人の来日が急増した。いわゆるニューカマーである。

ニューカマーの子どもの教育問題が深刻化する中、本研究は、彼らのアイデンティティ形成と深く関連がある「名前」の使い方に着目した。多くの子どもは、学校では日本名を使用し、家庭内あるいは他の外国籍の子どもたちとの間では、非日本名を使用する傾向がある。その相違が持つ意味、区別して使用している理由を、調査課題とした。

4市町村で5年にわたりフィールド研究を行った。主に日系人の子どもと青少年を対象とし、特にポルトガル語圏のブラジル人とスペイン語圏のペルー人などを比較した。そして、それぞれの文化が持つ名前の特徴を紹介し、注意すべき点や相違点を分析した。

研究方法として、教育委員会が持つ「日本語指導を必要とする児童・生徒」の名簿で情報確認・分析する他、下記の手法を採用した。

- ・学校：名札・記録・卒業証書・情報確認
- ・子ども：母語・日本語で名前を書いてもらい、観察・インタビュー
- ・保護者：インタビュー+情報確認と子どもの名前に関する思い・名前の使用領域を確認

個人の名前には、彼らの民族集団の帰属性と文化背景が含まれており、保護者の様々な思いもこめられている。名前は個人のアイデンティティ形成に深く関係しており、最も弱い立場にある子どもたちにとって特に重要である。多言語多文化背景の人々との共生・共存する社会を目指すなら、多様な名前の存在を認める必要がある。

本研究では、日本社会における様々なマイノリティの個人名使用や彼らの社会言語的態度と、ニューカマーのそれとの比較も行った。マイノリティの名前の扱い方に、日本という国家の、本質的に同化主義的なイデオロギーが現れている。日本では現在、表面的には多文化共生を主張する動きがある反面、他方では、同化的政策が同時進行している。

本研究は、多様な名前の使い方と子どもたちの名前に対する認識を深めることで初めて、多言語・多文化社会である日本において、多様な文化背景の外国籍市民との共存・共生が可能になることを明確に指摘する。

■第1章 はじめに

1990年6月の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日本に動きにくる南米出身の日系人が急増した。そして彼らの子どもたちが、日本の学校に通うようになっている。

ある時、日系ブラジル人の一人の子どもに「名前は何？」と質問したところ、「どの名前がいい？」と逆に聞き返された。学校と家で、名前を使い分けているというのだ。

学校では日本名、家族との間ではブラジル名を使っているというその子に、どうして学校では日本名なのかと再び尋ねると、彼は「う～ん、どうしてだろう」と首を傾げた。そして、「なぜかわからないけど、学校では日本名で呼ばれたい」と言った。

この時の会話が、本論文執筆の動機となった。名前の形式や使い方を通して、外国籍の子どもたちを取り巻くさまざまな問題が見えてくるのではと考えたのだ。

(目的)

ニューカマーの子どもたちの個人名の使用実態を通して、日本社会がマイノリティの言語的態度に与える影響を検証する。さらに、子どもたちが母語と母文化に対して持つアイデンティティ認識に、日本社会がどのように影響しているかを検証する。

■第2章 理論的枠組み

異文化が出会った時に、個人または所属グループのアイデンティティを示すものとして重要な意味を持つ「名前」に何が起きるかについての研究は少ない。本研究は、特に最も弱い立場にある子どもの問題に取り組むものである。

本研究はまた、以下の分野に貢献できる。名前学 (Onomastics)、日本研究及びマイノリティ研究 (Japanese Studies and Minority Studies)、異文化間研究及び言語的人権論 (Intercultural Studies and Linguistic Human Rights)、日本語教育及びマイノリティ教育 (Japanese Education and Minority Education) だ。

名前学の先行研究は数多いが、近年ニューカマーとして来日した日系ブラジル人、日系ペルーカー人の名前についての研究はなかった。本研究は、彼らの事例と状況を記録することで名前学に貢献する。

日本研究及びマイノリティの研究については、Tsuda (1996) が言うように、日本人のエスニシティに関する研究はこれまで比較的少なかった。

また、Tsuda が指摘したように、マイノリティにも肯定的マイノリティと否定的マイノリティがある。Tsudaによれば、日系ブラジル人の場合、母国では肯定的マイノリティだったのが、来日した途端、否定的マイノリティに境遇が激変するというが、Tsuda の研究は日系人の大人を対象にしたものであり、子どもは対象に含まれていない。本研究は子どもを対象にする。

異文化間研究及び言語的人権論は、まだ新しい分野である。本研究は、この分野において、日本のマイノリティを対象とする点でもって、大いに寄与できる。

日本語教育及びマイノリティ教育の分野に関しては、現行の学校現場での実践を、日本も批准した「子ども権利条約」で謳われている子どもの権利の視点から捉え直し、再構築するために必要な情報を、本研究は提供する。

子ども権利条約 第8条 (アイデンティティの保全)

1 締約国は、子どもが、不法な干渉なしに、法によって認められた国籍、名前および家族関係を含むアイデンティティを保全する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、子どもがそのアイデンティティの要素の一部または全部を違法に剥奪される場合には、迅速にそのアイデンティティを回復させるために適当な援助および保護を与える。

本研究が最も貢献できるのは、ニューカマーの子どもたちが日本での名前の使用についてどう考え、どう感じているかを明らかにすることだ。

それを通して、日本におけるマイノリティ政策、対外国人政策などの問題点、改善すべき点をあぶり出すことができる。

■第3章 日本におけるマイノリティの概要

日本におけるマイノリティ、ニューカマーとニューカマーの子どもに焦点を当て、それぞれの文化背景を解説する。

■第4章 名前の多様性

日本でマイノリティ（特に「在日コリアン」、ニューカマーとしての「中国帰国者」）の名前がどのように扱われてきたか、歴史的背景を解説する。

時代や対象、方法が違っても、日本では、異文化の人々の名前に対して「日本化の強要」という傾向が、組織的で意識的なものであれ非組織的で無意識なものであれ、存在する。特にアイデンティティ形成の時期にある学齢期の子どもに対する無意識的あるいは意識的な強制は大きな問題をはらんでいる。

また、ブラジル人、ペルー人、そして日本人の名前の構造を解説する。

■第5章 日本の学校における日系人児童・生徒の名前

関西A県の4市町村で行ったフィールドワークで得たブラジル人221人、ペルー人64人の情報を元に、分析する。

市町村での教育委員会で「日本語指導を必要とする児童・生徒」の名簿を調べたが、名前の登録法はそれぞれまちまちで、登録形式に基準はなかった。

しかし、幾つかの傾向は見えた。まず、日本式の一姓一名が登録される傾向が多いこと。しかも、非日系名より日本名での登録が多く、日系名がない子どもの事例で、親が日系姓が子どもの姓として登録されたケースがいくつかあった。また、外国人の姓名を日本式化つまり姓名の順序、数を一つずつにするとか、兄弟には同じ姓をつける（そうでない場合もある）とか、英語化つまり英語式に読む、などの傾向も見られた。

外国籍の保護者の多くは、日本語を話せないし日本語の読み書きもできない。外国人登録証明証でも名前はローマ字表記である。しかし、教育委員会の「日本語指導を必要とする児童・生徒」の名簿では、4市町村のうち一つの教育委員会だけが、ローマ字と日本語で登録し、他の市町村では日本語（カタカナか漢字）で登録されていた。

また、小さい時に来日した子どもたちは、自分と保護者の名前を日本語でしか書けない。そういう子どもは、小学4年生になって日本人の子どもと一緒に学校の授業でローマ字を教わる時に、日本の先生から母語での書き方を教わることになる。しかし、すでに日本式あるいは英語式に登録されて学校で使われている名前を、子どもたちの母国文化の知識の乏しい先生がローマ字表記して教えるので、スペルも音も違ってしまうことが少なくない。

言語的人権論から見れば、非常に重大な問題である。

■第6章 文化の違いを越えて～まとめ

異文化世界から来た人々の名前の登録方法、登録処理の仕方に問題がある。その背景には、マジョリティのマイノリティに対する力関係が働いているのではないか。

今や、日本人の名前をどう英語で表記するかが見直されている時代なのだ。グローバル社会の中で生きるために国際化を進めていくのなら、日本にいるマイノリティの名前の扱いも検討されなければならない。これまであまり取り上げられることの無かった「在日コリアン」の問題も含めて、議論の俎上に乗せ、解決に取り組んでいく必要がある。

（結論）

名前はアイデンティティと深く関係していて、人権として尊重されなければならない。

そして、名前についての常識も文化によって違うのだ。

グローバルな国際社会の一員として日本が活躍を望むなら、名前を含む文化、人々の多様性を認め、積極的に受け入れていくことから始めねばならない。

論文審査の結果の要旨

本論文は、多文化・多言語・多民族化の傾向をたどる今日の日本社会におけるマイノリティの民族帰属意識の諸問題に対し、日系ブラジル人・日系ペルー人の児童・生徒の日本での修学時における彼らの名前の選択に焦点をあてた観察・分析に基づいた研究である。この研究は、自ら日系ブラジル人であり、日本政府国費留学生である筆者が過去五年間にわたって近畿地方の四つの市町村における日系人の修学児童・生徒を対象として実施してきたフィールド研究の成果を総括したものである。

第一章序論においては、アイデンティティ形成期の多感な時期に就労目的による親たちの来日に際し、祖先の土地

とはいって、異文化の地に突如環境を移された児童たちの多くの困難な状況の中で、名前が日本の教育制度の馴化政策のもとで強制選択させられることの心理的負担の重要性を説き、この問題に焦点をあてた意義を論じた。

第二章は理論的枠組に向けられ、名前に関する先行研究、一般論的研究に比べ本研究のような特殊事例研究の独自性、本研究での用語解説、論文構成、データ収集方法の解説などについて説明した。

第三章では、日本におけるマイノリティ問題を概観し、韓国・朝鮮人、アイヌ人、沖縄人、中国帰国児童・生徒たちの名前に関する歴史的な強制政策・同化政策の中で本研究の問題意識と並行する部分を指摘した。

第四章では、日本での名前の付け方の慣例が、すでに同じ漢字文化圏の諸民族の場合とも異なり、ましてや南米諸国との乖離が大きい事実、欧米の如くアルファベットを用いながらもブラジル・ペルーでは given name(GN) と family name (FN) の各々に 2 つ並記するケースもあり、最大 4 つの名が並ぶ場合のある事実、さらに日系人の場合このうちのどれかに日本名が混入するといった事実を論じた。

第五章は本研究の核心部を成し、日系人児童が修学する場合、すでにパスポートの表記から教育委員会に登録されたリストの中から各学校での名簿作りに際し、故意に日本的氏名の慣例に合わせた FN+GN 型に偽造される過程を多くのデータと共に立証し、これに関する問題点に照準をあてた。

第六章結論において、以上の考察から筆者の未来に向けての提案を付記し、同時にこの研究の意義を確認した。

本論文は長年の実地調査・観察に基づく緻密で入念な研究成果であり、テーマおよび研究方法においてもともに独創性があり、斯界に投げかけるインパクトも大きく、学術的完成度は高いものといえる。また、対象児童・生徒に対する慎重で思慮深い筆者の調査態度は審査員一同の好評を得た。ただ、英語の立体や論の運びや結論部にまだ望まれるところが多少散見されうるが、大きくその学術的意義を損なうものではない。

以上によって、委員会は本論文を博士（言語文化学）の学位論文に十分値するものであると判定した。